

「イノベーション政策強化推進のための有識者会議」  
の設置について

平成 30 年 7 月 27 日  
統合イノベーション戦略推進会議決定  
令和 3 年 4 月 日  
一部改正案

- 1．統合イノベーション戦略推進会議の下、イノベーション政策の横断的かつ実質的な調整を図るとともに、「統合イノベーション戦略」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)の推進に関する専門の事項を調査することを目的として、「イノベーション政策強化推進のための有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を課題毎に設置する。
- 2．有識者会議を設置する課題及び構成員については、統合イノベーション戦略推進会議議長が決定する。
- 3．有識者会議に座長を置き、統合イノベーション戦略推進会議議長の指名する者がこれに当たる。
- 4．有識者会議は原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- 5．座長は、有識者会議における審議の内容等を、議事録等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 6．有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 7．前各項に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

## 「イノベーション政策強化推進のための有識者会議」の設置についての一部改正について（案）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
6 .有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、 <u>内閣府</u> において処理する。	6 .有識者会議の庶務は、 <u>内閣府その他の</u> 関係行政機関の協力を得て、 <u>内閣官房</u> において処理する。